



新発田民主工商会  
新発田市豊町2-3-3  
TEL 0254-22-4390  
FAX 22-4705  
2018.4.2  
No 2099

## 「会員・読者を増やそう」と

### 役員・事務局で統一行動

新発田民商は3月25日(日)~5月に開催される「全商連5回定期総会」に向けて会員・読者を増やそうと、拡大統一行動を行いました。

朝9時に三役・常任理事・事務局ら8人が民商事務所に集合。意思統一の後、それぞれ支部の会員に紹介を訴えたり、元会員や元読者に再講読のお願いに回つたりしました。

訪問先では、国政や町政に不満を持つていて民商に期待しているという声もある一方、「売上が10分の1に減少して月500円の新聞代も大変」と購読に至らない人もありましたが、午前中の行動で4人の商工新聞読者が増えました。



行動後の活動交流では、中村会長が「新規開業者の情報をつけみ、早めに訪問していく」とも必要」と提起したほか、留守だったお宅や即答を得られなかつたところには後日再訪問して引き続き声をかけていこうと意思統一しました。

### 建設業許可「変更届」作成会の案内

◆日時 4月3日(火) 午前10時~午後5時

◆会場 新発田民商 事務所2階

#### ◆用意するもの

- ・平成29年1月~12月の工事経歴
- ・平成29年分の「決算書」や「収支内訳書」など
- ・事業税の納税証明書(平成29年度分)
- ・前回の「変更届」の控え

(※詳しくは民商から送付される手紙を)参照ください

### 今週の商工新聞: 今週のおすすめ

- ◆1~11面 特集「消費税増税は絶対に中止を」
- ◆四面: 挑戦しよう「持続化補助金」申請のポイント
- ◆五面: 沖縄県連の読者・会員拡大奮闘リポート

### 労働保険 年度更新の案内

民商の労働保険事務組合に委託している事業所の「年度更新」手続きを左記の日程で行います。  
昨年度中に廃業や従業員がいなくなつた場合、委託解除する時も手続きが必要です。

事業所との手続きの日時や必要なものについて

は、個別に送付される案内を(確認ください)。

◆日時 4月10日(火)、11日(水)

17日(火)、18日(水)

いずれも午前10時~12時、午後2時~5時

◆会場 新発田民商 事務所2階

### 「パソコン教室」再開します

確定申告の期間、「パソコン教室」はお休みしていましたが、4月から再開します。  
準備の都合上、参加希望の方は事前にご連絡をお願いします。

\*日時 4月20日(金) 午後6時~8時

\*会場 新発田民商事務所

### 今後の日程

4月3日...建設業許可「変更届」作成会

4月4日...三役会

4月8日...県連主催「消費税学習会」(裏面に詳細)

4月11日...共済理事会

4月12日...財政委員会

4月19日...弁護士による「無料法律相談」

(相談希望の方は事前にご予約ください)